

事業主以外の方が各種助成金の申請を行う場合には、窓口において以下の確認を行います。
(提出代行の社会保険労務士の方を除く)

各種助成金関係の申請の際に、**従業員**の方は**社員証等身分を証明できるもの**
(下記参照) その他の代理人の方は**委任状の提出**及び**社員証等身分を証明できるもの**の提示をお願いします。

提示がない場合、提出をお断りする場合があります。

身分証明書類として認められるもの

・社員証・各種健康保険証・雇用保険被保険者証・運転免許証など

・上記確認は申請の都度必要となります。

ご注意ください！

■社会保険労務士、弁護士以外の提出代行者・事務代理人の方へ

報酬を得て手続きを行うことは、法違反になる場合があります。
(社労士法第27条)